

保護者様

科 年 _____ さん

長野県岡谷工業高等学校長

出席停止についてのお知らせ

下記の病気は、学校感染症に指定されています。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、生徒が快適に生活できるよう、学校保健法により出席停止を指示します。

感染力のある期間に配慮し、生徒の健康状態が、集団での学校生活が可能となる状態となつてからの登校となりますよう、ご配慮をお願いします。

治 癒 報 告 書

- 1 病名 _____
- 2 出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 月 日
- 3 登校可能日 令和 年 月 日より登校してさしつかえないことを認めます。
令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

感染症と登校停止期間の基準について（参考）

第一種 エボラ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）等は治癒するまで

第二種 次の期間（医師が登校を認めたときは、この限りでない）

インフルエンザ・・・別紙治癒報告書を保護者が記入して提出

百日咳・・・特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで

麻疹（はしか）・・・解熱した後3日を経過するまで

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・・耳下腺、顎下腺の腫れが出た後5日経過しかつ全身状態が良いもの

風疹（三日ばしか）・・・全ての発疹が消えるまで（色素沈着を除く）

水痘（水ぼうそう）・・・全ての発疹がかさぶたになるまで

咽頭結膜熱（プール熱）・・・主要な症状が消えた後2日を経過するまで

第三種 医師が感染の恐れがないと認めるまで

流行性角結膜炎（はやり目）・・・症状が消失するまで

急性出血性角結膜炎・・・医師が登校を認めるまで

腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）・・・症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて
連続2回の検便によって菌が出ないと確認されたもの

感染性胃腸炎・・・嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるもの

溶連菌感染症・・・抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態の良いもの

マイコプラズマ感染症・・・発熱や激しい咳が治まっているもの

帯状疱疹・・・全ての発疹がかさぶたになるまで

その他の感染症・・・医師が登校を認めるまで